

岩手県告示第211号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号の規定による指定地方公共機関は、次のとおりである。

平成26年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

一般社団法人岩手県医師会、公益社団法人岩手県看護協会、一般社団法人岩手県歯科医師会、一般社団法人岩手県薬剤師会、一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会、アイジーアールいわて銀河鉄道株式会社、岩手県交通株式会社、公益社団法人岩手県トラック協会、公益社団法人岩手県バス協会、岩手県北自動車株式会社及び三陸鉄道株式会社